

「高度外国人材」の記載の変更について

2020年4月1日

ジェトロ 国際ビジネス人材課

本取り組みに係る範囲を明確にするため、以下のとおりポータルサイト記載の一部（赤字部分）を変更いたします。

新旧対照表（対象ページ：高度外国人材とは）

新	旧	備考
<p>本ポータルサイトでは、この中でも次の1～3を同時に満たす人々を高度外国人材と見做し、彼らの活躍を応援しています。</p> <p>1. 在留資格「高度専門職」と「専門的・技術的分野」に該当するもののうち、原則、「研究」、「技術・人文知識・国際業務」、「経営・管理」、「法律・会計業務」に該当するもの</p> <p>2. 採用された場合、企業において、研究者やエンジニア等の専門職、海外進出等を担当する営業職、法務・会計等の専門職、経営に関わる役員や管理職等に従事するもの</p> <p>3. 日本国内または海外の大学・大学院卒業同等程度の最終学歴を有している</p>	<p>本ポータルサイトでは、この中でも次の1～3を同時に満たす人々を高度外国人材と見做し、彼らの活躍を応援しています。</p> <p>1. 在留資格「高度専門職」、「研究」、「技術・人文知識・国際業務」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「企業内転勤」等のいわゆる「専門的・技術的分野」に該当するもの</p> <p>2. 採用された場合、企業において、研究者やエンジニア等の専門職、海外進出等を担当する営業職、法務・会計等の専門職、経営に関わる役員や管理職等に従事するもの</p> <p>3. 日本国内または海外の大学・大学院卒業同等程度の最終学歴を有している</p>	<p>（変更理由）</p> <p>取り組みにおいて想定している高度外国人材像により近いイメージを持っていただけよう、2020年4月1日より先のとおり記載を変更しました。</p>